

住民監査請求の決定書

(令和3年度第1号)

武蔵野市監査委員

写

3 武 監 第 2 8 1 号
令 和 4 年 3 月 2 9 日

武蔵野市監査委員 浜 田 けい子

住民監査請求の決定について（提出）

令和4年3月11日付けで受付けた住民監査請求（武蔵野市職員措置請求）について、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

1 請求人 (略)

2 請求年月日 令和4年3月11日

3 請求の要旨

武蔵野市長が平成28年12月20日から平成30年10月19日までに武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（以下「本件懇談会」という。）の委員へ報酬を支払ったこと（以下「本件各財務会計上の行為」という。）は、本件懇談会がその実態から地方自治法（以下「法」という。）第138条の4第3項に定める附属機関に該当するにも関わらず、同条同項に定める法律又は条例ではなく要綱に基づき設置されており、無効なものであるため、違法な支出である。

本件懇談会と同様に、要綱で附属機関を設置した奈良県生駒市の住民訴訟の第一審判決が平成25年6月にあり、同年11月に控訴審判決が出され、平成26年3月に上告不受理となった。本件懇談会は、この住民訴訟の後に設置されたもので、法律又は条例により設置すべきものだったのに、それを見過ごし、違法な支出を止めなかったことにつき過失があることから、武蔵野市（以下「本市」という。）は武蔵野市長に対し本件懇談会委員に支払った報酬を返還させるよう求めるものである。

なお、本件監査請求の提出は本件各財務会計上の行為のうち、最後の財務会計上の行為が終わった日から1年以上経過しているが、本件懇談会が法律又は条例に基づかず設置されたことを知ったのは令和4年2月1日発行の新聞記事である。また、本件懇談会の委員への報酬の有無については、同年同月17日付けの開示決定通知書により開示された公文書によってであり、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるものである。

4 監査委員の除斥

監査委員名古屋友幸は、平成27年1月1日から平成31年3月31日まで本市総合政策部長の職にあり、本件懇談会に業務上関与していたため、法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

法第242条第1項で定める住民監査請求の請求期間について、同条第2項では、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求人は、本件懇談会が法律又は条例に基づかず設置されたことを知ったのは令和4年2月1日発行の新聞記事であり、本件懇談会の委員への報酬の有無については、令和4年2月17日付けの開示決定通知書により開示された公文書によって知ったとし、それゆえ本件監査請求が当該行為のあった日から1年以上経過したことに「正当な理由」があると主張するので、この点について検討する。

法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるときとは、住民監査請求の1年の請求期間が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である（最高裁判所平成14年9月12日判決）。

そして、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）。

これを本件監査請求についてみると、平成28年12月8日に本市ホームページで本件懇談会が要綱に基づき設置されたこと及び本件懇談会の委員に報酬が支払われることが明示された武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会設置要綱（以下「本件設置要綱」という。）が閲覧可能となった。また、平成29年2月及び平成30年2月には懇談会の事業内容及び予算額が掲載された平成29年度及び平成30年度の予算参考資料及び予算の概要が武蔵野市役所（以下「市役所」という。）のほか本市ホームページで閲覧可能となった。さらに、平成29年11月及び平成30年9月には本件懇談会が本件設置要綱に基づくものであること及び平成28年度及び平成29年度の検討経過が記載された平成28年度及び平成29年度の事務報告書並びに本件懇談会に係る平成28年度及び平成29年度の検討概要、予算額及び決算額が記載された平成28年度及び平成29年度の決算付属資料が市役所のほか本市ホームページでそれぞれ閲覧可能となった。そして、本件設置要綱が掲載された「武蔵野市自治基

本条例（仮称）骨子案（報告）」が平成30年11月中旬から市役所等において配布がはじまり、本市ホームページにも掲載されている。なお、この配布等が行われることは平成30年11月15日発行の「市報むさしの」の1面にも掲載された。

そうすると、本件各財務会計上の行為は、遅くとも平成30年11月15日には本市情報公開制度により閲覧可能な状態となっていたことが明らかであるから、同日には請求人が情報公開請求をすれば当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。そして本件監査請求は、上記閲覧可能な状態となった日から3年以上経過してなされたものであるから、これをもって相当の期間内になされたということとはできない。

したがって、本件監査請求は、「正当な理由」がなく請求期間を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり決定する。

令和4年3月29日

武蔵野市監査委員 浜田 けい子